

第 592 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 14 年 2 月 8 日（金） 14:00～16:00

2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）

3 議 題

(1) 諮問事項

諮問第 282 号「平成 14 年度に実施される就業希望状況調査（仮称）の計画について」

(2) 部会報告

(3) その他

4 配布資料

- 1) 諮問第 282 号「平成 14 年度に実施される就業希望状況調査（仮称）の計画について」
- 2) 部会の開催状況
- 3) 「指定統計調査の承認」の状況（平成 14 年 1 月分）
- 4) 平成 13 年 12 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 49 巻・第 12 号）
- 5) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委 員】竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省大林統計調査部長、同千野労働力人口統計室長、
厚生労働省渡辺統計情報部長、農林水産省今井生産統計課長、
国土交通省中西情報管理部長、東京都中村人口統計課長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省平山統計基準部長、同堀統計審査官、同山本統計審査官

6 議事概要

(1) 諮問事項

○ 諮問第 282 号「平成 14 年度に実施される就業希望状況調査（仮称）の計画について」

総務省統計局統計基準部の堀統計審査官が資料 1 の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、総務省統計局統計調査部国勢統計課の千野労働力人口統計室長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

竹内会長) 本件は只今説明があったように、首相周辺からの指示で急きょ行うことになったものであるが、現下の厳しい雇用情勢に対応し、就業・不就業のより詳細な実態を把握するための調査ということであり、趣旨としては非常に重要なことだと思う。急な指示でもあり、新規に大規模な調査を行うことも難しいので、労働力調査の調査システムを活用して行うこととしている。この調査そのものは承認統計調査であるが、指定統計である労働力調査と密接に関連するものであることから、統計審議会に諮問されたものと理解している。この調査について、何か御質問や御意見はないか。

篠塚委員) 私は、本調査の審議が付託される人口・労働統計部会の部会長でもあることから、本審議会の皆様の御意見等を伺い、部会審議に反映させたい。

まず、この調査は非常に緊急度の高い調査であり、この4月には調査が開始される。本日、諮問がなされ、次回（3月）の統計審議会では答申を出すことになる。このような状況から、この場で御意見等をいただければ、部会での審議が非常にやりやすくなると思う。

ついては、是非伺っておきたいことが2点ある。1点目は、この調査の名称のことであるが、現在、調査の名称を「就業希望状況調査（仮称）」としている。この名称について、どのようにお考えになられるか。このままの名称で良いのかどうか。2点目は、この調査計画の内容で不足しているところや、留意してほしいというような点はないか。

竹内会長）部会長の発言のとおり、非常に時間が逼迫しているため、審議会では答申案を了承してから調査の準備を始めるという通常どおりの手順を踏んで、調査の準備に取りかかっていたのではスケジュール的に間に合わなくなる。また、4月から調査を実施することが重要であり、1か月でも延期することは本調査の緊急性からみても非常にマイナスになる。

最終的には、次回の審議会において、部会報告及び答申案を審議していただきたいと考えているが、今この場で様々な観点からの御意見をいただき、それらを踏まえて部会審議を行い、問題がないと思われるものについては、ある程度は部会長の判断により結論を出し、並行して調査の準備を進めていただくということで御了解いただきたい。

例えば、調査の名称の件についても、1か月で新しい名称が考えられるとは思えないことから、この場で審議会としての意見を集約していただきたい。部会審議の中で異なった意見でも出れば別だが、名称については「仮称」を取れるようにしたい。

部会長としては、名称についてどのように考えているか。

篠塚委員）この調査について、これまでに類似の調査名称があるかどうかを確認した。調査の内容としては、求職者の希望調査のようなイメージがあることから、名称には「求職」という言葉を用いてはどうかと提案したところ、既に「求職状況実態調査」という類似の名称の調査があるとのことであった。今回の緊急調査は、就業・不就業実態とその就業希望の状況を把握するものであり、様々な観点を考慮すれば、この名称でも良いのではないかと思う。

飯島委員）本調査は、政策決定に資する重要な調査であると思う。完全失業者の中には非自発的失業と言われる者がいて、しかも家族を抱えているような場合には、失業保険の受給期間を延長させるなどのメリハリがつけられている。一方、自発的失業と言われる者も、完全失業者の中に含まれる。

この調査票をみると、「問1」では、完全失業者の非自発的失業者、自発的失業者が対象となる。「問2」では、現在、失業していない、つまり就職している者が対象となり、完全失業者については対象外となる。

しかし、「問3」については、完全失業者という一括りで考えているが、非自発的失業者と自発的失業者とを区分する必要はないのか。現在、失業保険の予算は年間7,000億円～8,000億円程度の規模であるが、給付が年々膨らみ、原資の残高が1,500億円程度しかないとも言われている。したがって、政策決定に基づき、非自発的失業

者に傾斜した研修・教育や失業保険の給付の重点化を図る際には、これら完全失業者の中身の区分が必要だと思うが、それは可能なのか。

また、「問4」については、現在の失業者の範囲では「その他」に含まれる主婦や高齢者等、今まで労働市場に進出していなかった者で就職を希望する者を対象にしているという理解でよいか。

千野室長)「問3」については、労働力調査で基礎調査票及び特定調査票を配布する世帯と同じ世帯に本調査票を配布するため、基礎調査票の自発的失業・非自発的失業のデータとクロス集計することにより、誰が自発的失業者又は非自発的失業者であるかについては分析が可能であり、その集計結果も出る。

また、「問4」の非労働力人口については、月末1週間に全く仕事をしておらず、しかも仕事を探していない、あるいは仕事にすぐには就けない者を対象としており、イメージとしては、家庭の主婦、学生、高齢者等である。

竹内会長) 飯島委員の最初の質問である「問3」における非自発的失業者と自発的失業者との区分の必要性に関しては、労働力調査の特定調査票D6欄に「前にしていた仕事をどうしてやめたのですか」という項目があるが、これで分かると理解してよいか。

千野室長) そのとおり。前職の方でも分かるようになっている。

飯島委員) 分析をするときには、労働力調査の特定調査票を活用していただくと、政策決定にも役立つと思う。

千野室長) そのようなクロス集計の充実も図っていきたい。

舟岡委員) この調査はアクチュアルベースであるが、4月の月末1週間でみると仕事はしていたが4月末で会社を解雇されることが予定されており、既に仕事を探しているというような場合には、この調査票の内容で不都合はないのか。また、この場合は、「仕事をした人」、「休んでいた人」に該当し、A欄とD欄に記入することとなるのか。

竹内会長) 今の質問の趣旨は、A欄「問2(2)」の「探している」又は「探す予定があるのはなぜですか」というところで、「今の仕事は一時的にしている仕事のため」というのがあがるが、今の仕事もうすぐ無くなってしまふ、あるいは今の仕事が間もなくできなくなってしまうというような場合も同様に考えて良いのかということだろう。

これはワーディングの問題であり、解雇以外にも、今は仕事をしているが将来性がないことへの不安など、様々なケースがあるのではないかと。「自営事業の不振、勤め先事業の先行き不安のため」というのは、解雇はされていないが将来に不安を感じている場合であり、これらを組み合わせると良いのかもしれない。これらワーディングについては、部会で詳しく確認していただきたい。

篠塚委員) これについては、部会で検討させていただく。

廣松委員) この調査の趣旨や必要性については十分に認識しているので、細かい点は部会で審議していただければ良いと思うが、あえて一点だけ希望を申し上げたい。

この調査は平成14年度の単発調査であるが、当該年度中に雇用情勢が改善されるかどうかは分からないという前提に立てば、次年度以降も継続して調査する必要が生じる可能性もある。この場合、現行のサンプリングでは労働力調査の4か月目の調査世帯を対象に半年間は継続して調査はできるが、失業者等の動向を継続的に追尾できる形でのサンプリングができれば、より望ましいのではないかと。そのこと自体は、平成

14年度の調査とは直接関係ないかもしれないが、その可能性についても考慮していただきたい。

竹内会長) つまり労働力調査のサンプルは、ある一定の期間は継続しているが、その時に失業している世帯については、本調査でも同じ世帯を対象に調査をすべきということか。

廣松委員) 平成14年度の調査の標本はもう既に決まっていると思うが、仮に平成15年度も続けるとした場合、この方式でいくと調査の標本が変わることになる。平成14年度に調査した失業者等の動向について継続して調査をする場合に、どのような形でそれを捉えるかという点にも考慮していただきたいという趣旨である。

竹内会長) 今の標本抽出方法では、労働力調査の2年目の終わりの世帯を対象としており、平成14年の調査対象を翌年も継続して対象とするような考え方は含まれていない。廣松委員の考え方からすれば、1年目に対象とした世帯は、2年目も対象にしなれば継続性が保てないということになる。

美添委員) 基本的な視点について確認をしたい。この調査の主目的は、失業者あるいは非労働力人口を対象に、狭義のアクチュアルベースの失業を超えて、失業状態あるいは非労働力である理由を調査することにあると思う。そうであれば、例えばパートタイマーの仕事がなくなり、求職活動をしても職が見つからないから諦めている非労働力者まで、ある程度把握・分析できるような調査設計になっているかがポイントになる。審議のための時間的余裕があるかどうかは分からないが、そのような視点がこの調査票に十分反映できているかということを確認したい。

もう一つは、このような視点からすると、廣松委員の発言にもあったように、今回限りの調査ということであればこの内容でもやむを得ないが、失業者の情報が既にあるという状況であれば、そこに的を絞った標本調査のあり方も考えられるのではないか。

竹内会長) 美添委員の御指摘は、おそらく労働力調査の特定調査票の設計にも絡んでくるものと思われる。今回は、この調査計画についてのみ審議していただくこととし、この調査が継続される場合には、特定調査票もそれに応じて変更、あるいは特定調査票に一本化する方向も考えなければならなくなると思うので、その時に再度審議することとしたい。

取りあえずは、平成14年度に本調査を2回実施することだけを前提に審議を進めた方がよいのではないか。

それでは議論を少し戻し、審議冒頭に部会長から要望のあった調査の名称の件については、このままの名称で良いか。

(異議なしとの声あり)

名称については異論がないようなので、本審議会では異論がなかったということ的前提に部会で審議していただきたい。部会においても特に異論がなければ、次回の審議会を待たずに名称を決定し、印刷物の作成等において、この名称を用いていただいても差し支えないだろう。

厚生労働省から意見はないか。

渡辺部長) 飯島委員から御指摘があったように、失業給付が非常に増加しており、保険料を引き上げても予算が不足している状況にある。雇用保険制度としては平成13年4月から、

定年退職のように予め退職時期が見込めるような者の失業給付日数は減らし、逆に解雇や事業主の都合等、自分では予測が立たない状況で離職する者の給付日数は増やすというような対応をとっている。しかし、とりわけ失業給付を打ち切られた者がどのような状況にあるかは十分把握されていないことから、今回、この調査をお願いしている。

竹内会長) 現状では、これ以上サンプル数を増やすことは不可能であり、やむを得ないと思うが、本計画のサンプル数で、果たして失業給付を打ち切られた者などの状況が十分に反映できるのか。

渡辺部長) 労働力調査によれば失業者は約 340 万人にも上るが、雇用保険の受給者実人員は約 110 万人に過ぎない。残りの約 230 万人は失業給付を受けていない失業者ということになるが、労働力調査のサンプル数の中でこれらを十分に反映し得るかどうかは判断が難しい。

竹内会長) しかし、失業給付を受けていない失業者の中には、もともと失業給付を受けられない者と、何らかの事情で受給できなくなった者がいるのではないか。

渡辺部長) そのとおり。

竹内会長) 本件については、人口・労働統計部会で審議していただくこととし、篠塚部会長にお願いする。

なお、結論が明確であると思われる事項についてはそのまま進めていただき、その結果は次回の統計審議会ですべて承認していただくことにしたい。

(2) 部会の開催状況

1) 農林水産統計部会

平成 14 年 1 月 17 日及び 1 月 29 日に開催された第 76 回及び第 77 回農林水産統計部会(議題:「作物統計調査等農作物等の生産に関する統計調査の改正について」)の開催結果について、須田部会長から報告が行われた。

[質 疑]

竹内会長) 第 77 回の結果概要 5 (1) 1) の中に、「調査の役割については、需給把握の観点から見直すという考え方があるものの、その場合、食糧需給のあり方等基本的な部分の議論が必要であるが、本部会で結論を得ることは困難ではないか。」という記述があるが、具体的にはどのようなことか。

須田部会長) 「食糧・農業・農村基本計画」においては、消費者の視点や、需給動向という面が含まれている。この生産統計を基本計画との関係でどのように位置付けるかを議論する場合、基本計画のそれぞれの目的に合わせてこの統計の役割を位置付けるのが非常に難しいということから、その方向での意見の集約はできないとしたものである。

竹内会長) 生産量を把握するというこの調査の目的自体が気になっており、生産量のみを把握すれば良いのかという疑問がある。元々この調査の出発点は食糧不足の時代にさかのぼり、その当時は、どれだけの食糧が生産されているのかが重要であった。しかし、近年は消費者の嗜好が多様化しており、消費動向に合わないものをいくら生産しても無駄になるだけで意味がない。

そのような状況を踏まえると、この調査をどのような観点で見れば良いのか理

解しにくい面があるため、この調査の役割や枠組みについては、部会で結論を得るのは困難であっても、議論はしていただきたいと思う。

飯島委員) 生産実態だけではなく、日本の食糧事情が需給動向の面からどのようなポジションにあるのかという観点からも利用できる統計調査であってほしい。幾つか例示すると、一つには中国からのネギ、シイタケ及びイグサの輸入に対する、セーフガード発動の問題があり、シンガポールとの間のF T A締結においても、農業・水産業問題が残されている。また、日韓F T Aの農業問題についても、個別のF T Aで対応せずにW T Oで一括調整して対応することとしている。

これからは、個別のF T Aを対中国、A S E A N等と結ばざるを得ないと思われるが、その時にこの農業問題が大きなネックとなっている。そのベースになるのは、食糧の需給動向、自由化による影響等であり、そのような議論に役立つ統計資料がなければならぬのではないか。

竹内会長) 同感である。ネギやシイタケの件についても、自由化に伴う輸入増によりどの程度損失額に影響が出ているのか等、明確な数値データの裏付けがないままいきなり発動したような感もあり、これでは困るなという印象がある。それは全く別の調査によるべきだと言われるならば、この調査の結果は一体何に使うのかということになるので、そのような観点からも議論していただきたい。

美添委員) 調査の役割について言えば、法施行型の審議会としては、この調査についての検討に限られており、部会長からも説明があったように、食糧需給のあり方等の根本的議論は部会における当面の課題ではない。しかし、会長が指摘されたように、需給把握全体の観点から見直すためにはどのような統計の整備が必要であるかという議論については、部会でも比較的自由な発言があったところであり、審議をまとめる段階では、関連する統計の整備という観点からの問題点の指摘にとどめるべき内容だろう。

この統計の性格についてであるが、一つには需給動向を把握するということは、現行の定義ではカロリーで評価するということであり、そのためには金額ではなく、数量単位の収穫高が必要となるという説明はそれなりに理解できる。また、米については、従来から重要な位置付けとなっており、気象による生産変動等がある中で、実質的な精度はともかくとして、形式的には農家に対し十分説明できる程度の正確さで調査している。

本格的な議論ができるとすれば、野菜、果樹等の範囲でどのような品目を対象に含めるかについて、何らかの基準を導入することも可能であろう。これについては、次回の部会において部会長から提案がなされる予定である。

竹内会長) もちろん食糧の需給政策そのもののあり方についてまでここで議論すべきではないが、食糧需給を議論する際の基礎となる適切な資料を提供することは非常に重要であり、たとえ法律にカロリーをベースにすると記述されていても、果たしてカロリーベースだけで良いのかという問題があるだろう。野菜、果物をはじめ、花き等もカロリーベースで考えれば、菊の花でさえ食用の範疇で捉えられるかもしれない。需給の問題については、カロリーも一つの要素ではあるが、もう少し様々な観点からの検討が必要だろう。そのためには、有益な情報を提供するという方向から考えていくのが良いのではないか。カロリーと決められているから、カロリー以外のことはやらなくて

もよいというのは、少々形式論にすぎないのではないか。

清水委員) 今、議論になっている需給の問題というのは、他の生産統計の場合でも同じことが言える。例えば、工業統計については、需要サイドから国内における製造品目の生産統計をどのように評価するかということにまで波及する。また、工業統計を供給サイドで見ると、産業の空洞化の議論に先立ち、輸入品によって国内の競合品目の生産活動が影響されやすいという議論は以前からある。ここでの議論は、国内の需要動向に左右され、生産活動に影響を与え易い農作物という、非常に特殊なものに限ったものと考えて良いのか。それとも、統計整備の観点からの需給動向というのは、一般的に生産統計全体に及ぶものなのか。

竹内会長) 取りあえずは、農作物の食糧需給について議論しており、そこまで広げることは考えていない。しかし、製造業の生産統計等を考えるときには、そのような視点が必要かどうかは当然、問題として残る。

例えば、鉱工業の需給についても、かつては石炭のトン数は重要な指標であったが、現在、製造業においてトン数で判断するものはほとんどない。他の分野のことは取り上げるつもりはないが、農作物を含め、需給というものの見方も変わってくると考えられるので、統計調査に当たっては、それを極力反映していくべきではないか。

2) 人口・労働統計部会

平成 14 年 1 月 18 日及び 1 月 31 日に開催された第 53 回及び第 54 回人口・労働統計部会(議題:「平成 14 年に実施される就業構造基本調査の計画について」)の開催結果について、篠塚部会長から報告が行われた。

[質 疑]

竹内会長) 「アクチュアルベースの就業状態」に関する調査事項について、昭和 54 年調査においては就業構造基本調査と労働力調査との合計値に差はないものの、男女別の数値に違いがあるとは具体的にどのようなことか。

篠塚部会長) 昭和 54 年調査では、アクチュアルベースの失業率とユージュアルベースの失業率とともに同じ数値であった。しかし、男女別に見た場合に、男性の失業率が低く、女性の失業率が高くなっていた。

竹内会長) 現在は 5% 台の高い失業率であり、国民の関心も高いので、その辺は十分精査していただきたい。

美添委員) 当時の全国計が一致しているのは偶然かもしれないということから現在、点検を行っている。なお、今回の計画では、就業構造基本調査については、労働力調査とは調査の対象も定義も微妙に違うとの前提で集計し、その結果を県別にブレークダウンして公表することとしている。

竹内会長) 昭和 54 年当時は、失業率に対する関心があまり高くなく、問題にはならなかった。しかし、現在は、消費統計でさえ、微小な差であっても必要以上に問題視されることが多い。

昭和 54 年調査の集計値に差が生じた原因について、よく検討し、今回も前回同様のことが起きた時には十分説明できるようにしておく必要がある。

舟岡委員) 都道府県別に、二つの調査結果の違いを見る等の方法で原因を探ることとしている。

竹内会長) 年齢別など様々な方法があると思う。「異なる調査であるから結果が違うのは当たり前」では済ませられないだろう。

今回、ユージュアルベースの調査とアクチュアルベースの調査を同時に行うこととしているが、調査票への回答記入が相互に影響し合って、ずれが生じる可能性はないのか。

舟岡委員) その懸念から、昭和 54 年調査の時に労働力調査との違いが生じた原因を検討することになったということである。

美添委員) 昭和 54 年調査の比率の差は、明らかに非標本誤差であるため、場合によっては原因をある程度特定できるのではないか。

竹内会長) 十分検討してほしい。他に意見はないか。

飯島委員) 調査項目を増やせないというのであればやむを得ないが、雇用のミスマッチについては労働力調査でも把握されており、賃金、年齢、職種・仕事が合わないという事由のほか、勤務地が合わないというのが非常に多い。最近、当社の場合も各社と同様に、ホワイトカラーを中心に単身赴任者が非常に増えており、離職後は地元に戻りたいという希望が強く、ブルーカラーにもその傾向がみられる。

つまり勤務地が、雇用を増大し、雇用を確保する上で重要な意味合いを持ちつつある。このため、アメリカではコミュニティカレッジを設立し、地域ごとの雇用拡大策を進めている。

労働力調査により調査すべきことかもしれないが、労働力調査特定調査票の B 5 欄の「仕事につけないのはどうしてですか」について、勤務地を変えた者に仕事を変えた理由を質問するのではなく、新しい職種を探すためのニーズを把握するためには、勤務地という要素を考慮に入れた方が良いのではないか。

篠塚部会長) 意見として承っておく。

竹内会長) どのような種類の仕事に就きたいかを質問する時、カテゴリーは日本標準職業分類に基づいているが、現在の状況からみると、必ずしもあまり適切ではないものもあるのではないか。

また、日本標準職業分類は、日本標準産業分類とは違って法的に使用義務はなく、準拠する必要はないものと思われるため、その取扱いについて検討する必要があるのではないか。

篠塚部会長) 現在、仕事に就いている者の職業の分け方とドッキングできる形を考え、仕事をしていない者に対しても「どのような種類の仕事に就きたいのですか」という項目を新設した経緯がある。より回答し易いような工夫が必要かもしれない。

竹内会長) 分類そのものも工夫が必要だろう。つまり、仕事に就いている者については、どのような事業所に勤めているかは日本標準産業分類で分かるが、まだ仕事に就いていない者については、どのような産業の会社に入りたいかという質問があってもよいのではないか。

3) 運輸・流通統計部会

平成 14 年 1 月 24 日及び 2 月 7 日に開催された第 109 回及び第 110 回運輸・流通統計部会(議題:「平成 14 年に実施される全国物価統計調査の計画について」)の開催結果について、美

添部会長から報告が行われた。

〔質 疑〕

竹内会長)「ディスカウント販売」については、調査実施部局からの回答によれば明確な定義があるとのことであるが、具体的にはどのようなことか。

美添部会長) 調査実施部局からの回答では、『ディスカウント販売』とは、常時、取扱商品全般にわたり、低価格で販売することをいう。したがって、一部の商品だけを値引き販売している店舗、バーゲンセールのように期間を定めて安売りをしている店舗は該当しない。」としている。

なお、前回の平成9年調査では、「店舗の看板等で『ディスカウント販売』を積極的に表している場合などをいいます。」としている。

竹内会長) それでもよく理解できないが、どういうことなのか。

美添部会長) 個別の商品を幾つか値引き販売するのは、ディスカウント販売には当たらない。すべての品目を経営戦略として値引きする場合に該当する。

竹内会長) ディスカウントとは、定価というものが基にあって、それを値引きする場合に初めてディスカウントと言うのではないのか。

美添部会長) この定義は、定価云々ではなく、「戦略として」低価格販売を行っているかどうかである。前回の平成9年調査では、看板等にディスカウントという文字があるかどうかを一つの判断基準にしたが、今回についてもこの概念で判断する。

竹内会長) 戦略としてわざわざ高い価格で販売するということはあり得ないと考えるが、戦略として安い価格で販売するというのも少々分かりにくい。

美添部会長) 「取扱商品全般にわたり」ということである。

竹内会長) 取扱商品全般にわたり、なるべく安くするのは、どの店舗もやっていることではないのか。

美添部会長) 典型例としては、ロードサイド店がイメージされる。特定の品目ではなく、すべての品目をディスカウント販売している。

竹内会長) ディスカウントとは、一応標準的な価格があり、その価格に対して値引きをするものであると理解しているが、単に、取扱商品全般にわたる低価格販売を戦略としているものをディスカウントと称するのか。

美添部会長) 一般にディスカウント販売の定義はない。この調査で、価格形成にどのような影響を与えているかを把握するため、ディスカウント販売という戦略をとっているから低価格となっている業態をこれに分類している。

竹内会長) イメージとしては「マツモトキヨシ」のように、ドラッグストアでディスカウント販売を行っている企業等があるのは分かる。しかし、一般的には「できれば安く売ろうとしていますか」と店員に聞けば、「当たり前です」という返答がくるのではないのか。

美添部会長) 一部の商品についてのみ時間限定、期間限定で値引き販売するのは、この定義には含めない。それを日常的に行っている業態のみが該当する。

飯島委員) 店舗自体がディスカウントのみを狙いとした「100円ショップ」の場合は含まれるのか。

美添部会長) 「100円ショップ」の例は部会でも議論になったが、調査設計上は含まれている。

しかし、問題は品目である。実際に含まれる品目がどの程度あるかは確認していないものの、「100円ショップ」に関しては、それほど多くの品目は調査されないという可能性がある。

飯島委員) アウトレットモールは含まれるのか。

美添部会長) 調査の設計上、標本の中には含まれる。

飯島委員) 軽井沢や御殿場などにあるアウトレットモールは大店舗のものが多く、これらも含まれるのか。

美添部会長) 店舗の抽出に関しては、大店舗法では500m²以上を対象としているが、法的規制を避けた450~500m²の間の店舗でかなり販売額の大きいものがみられる。

竹内会長) アウトレットモールの業態は、ディスカウント販売というのか。

美添部会長) 「記入の手引き」の定義では、ディスカウント販売になる。

竹内会長) 安く仕入れているから安く売っている業態もディスカウント販売になるのか。

美添部会長) 戦略として行っておればディスカウント販売の定義に含まれる。

竹内会長) 「戦略として」というのがよく理解できないのは、戦略として安く売るというのは当たり前のことであり、戦略としてわざわざ高く売る人はいない。確かにバブル経済の時には、あえて高い価格を付けて売るということも行われていた。ディスカウント販売に類した販売形態が戦略としてあるかといえはるのかもしれないが、単に安く売ることとすると、すべて該当する。

美添部会長) 取扱商品全般にわたって、期間を限定せずにディスカウントすることを「戦略」といえば良いかもしれない。

竹内会長) 「ディスカウント」の基準というものがあつた上での「ディスカウント」でなければ、ディスカウントとは言えないのではないか。

美添部会長) 前回の平成9年調査のディスカウントの定義は「看板等でディスカウント販売を積極的に表している場合など」としている。

竹内会長) その定義では「ディスカウント」と称していることを指している。

美添部会長) 実態がどのようになっているても、「ディスカウント」と称しておれば該当する。

竹内会長) その定義では実態は問わないが、一つの定義としては成り立つだろう。全般的に商品を安く売ることが「ディスカウント販売」と定義すると、定義の中身がなくなるのではないか。飯島委員のお考えは如何か。

飯島委員) 「ディスカウント販売」という言葉よりも、「ディスカウントストア」という方が一般的によく使われている。営業戦略上、扱っている商品をすべてディスカウントした販売価格で売っており、他の店舗で同じ商品を購入した場合、必ず高い正札が付いている形態をディスカウントとすると、何がディスカウントであるかの判断基準が難しいのではないか。

竹内会長) 「ディスカウントショップ」というのは明確になっている。ある店舗が他の店舗より高い価格で販売しておれば、必ず返金するというのであれば、他の店舗の価格を基準としてより安く販売することを主要な目的とするということでそれなりに理解できる。

本来、ディスカウントとは、定価というものがあつて、より値段を下げて売ることが意味していた。今や、オープン価格等により、定価というものがなくなりつつあり、

「ディスカウント」とは何に対しての「ディスカウント」であるかを明確にしなければ、記入者も困惑するのではないか。

美添部会長) 次回の部会で、「記入の手引き」に関して対案があるかどうかを確認したい。

竹内会長) 会員制等により、特定の者を対象として一定の枠で安く売るといのはどの業態に含まれるのか。

美添部会長) 消費者物価指数の場合には、国際的にも特売の対象者が限定されておれば、物価調査から除外するというのが一般的である。

竹内会長) 今のケースではどうか。

美添部会長) 会員向けの価格は調査しない。

竹内会長) 企業の重要な戦略の一つではないのか。

美添部会長) それが物価と言えるかが問題であり、調査しないという整理になっている。ポイント制も同様の整理である。

竹内会長) 会員制の値引きとペイバックについては全く調査しないのか。

美添部会長) 積極的に調査しないという明示的な定義をしている。

竹内会長) 百貨店やスーパーでは、最近、顧客の囲い込みのために会員制の値引きを一生懸命取り入れている。

美添部会長) 会員制の値引きを「ディスカウント販売」の対象から除外するとして理由は、消費者物価指数に関しては国際的な判断として含めないこととしていること、また、百貨店などでは、顧客に対して事後に一定金額を返金するという処理は、会計上経費に計上されており、概念上販売価格ではないということが挙げられる。

竹内会長) 外商を通じると安くなるもの等、多くの形態がある。

美添部会長) 外商を通じるのは特定の消費者であり、一般的な対象ではないことから調査はしない。

竹内会長) 特定の者を対象としている場合、ある種の差別化を行い、特定の商品に係るものをすべて除外するのか。

美添部会長) そのとおり。

飯島委員) 調査するのは基本的に正札価格ということか。

美添部会長) 実態はどのようなものかよく分からない。

竹内会長) 構造調査であれば、そのような構造面が分かるような気がする。

美添部会長) 物価の面から言えば、品質が違うものを扱っているということで、含めるのは何らかの形で検討の余地はあるだろうが、品質、銘柄を指定し、特定の会員に対するサービス面の違いということであれば、同じ品物であっても既にサービスの中身が違うという位置付けになる。

竹内会長) 会員カードによって同じ商品を購入しても、一律に一定の比率で事後に値引きを行うということは、むしろ顧客の差別化が積極的に行われており、地域差よりも大きくなっているのではないか。

美添部会長) 消費者物価指数においても、かなり議論されている点である。問題点は十分認識しているが、現状では国際的な流れに合わせて会員制のものは除いている。

竹内会長) 国際的な流れには時代遅れのものが多い上に、日本と外国では価格についての慣例が非常に異なる。日本における商業構造の特徴の一つは、昔から顧客を差別化してい

ることである。一時期、スーパーなどでは、アメリカ的に差別化しない方向での流れがあったが、また差別化する方向へ戻りつつある。非常に高級な商品は、どの国でも顧客の差別化を行っているが、有名デザイナーのデザインしたものは特殊な事例であるから考慮に入れなくても良い。しかし、顧客の差別化自体は商業構造の重要なファクターであり、単に行わないというだけでは済まないのではないか。

美添部会長) 検討課題とする。

竹内会長) 他に意見はないか。

飯島委員) ディスカウントを市場価格という側面から見ると、ディスカウントストアやディスカウント販売と実態的に差はない販売チャネルとして、SCM(サプライ・チェーン・マネジメント)やSPA(製造小売業)ショップといった製販直結型の販売流通形態が増えている。例えば、「ユニクロ」はまさしくサプライチェーンマネジメントであると思うが、そこで売られている1,980円のフリースは非常に安価であってもディスカウント販売ではなく、正規の十分利益のある価格設定である。

流通チャネルや流通形態の違いが販売価格にもストレートに影響してきていることから、それらの特徴を統計上の分析から分かるような価格分析をしていただきたい。もちろん、会員制やポイント制というものについて、同一店舗が二つの価格帯で運営管理するものの実態をどこまで結果表章できるかということも重要な点である。

竹内会長) 特定の会員に対する特典内容については、完全にオープンになっていることから、その部分とはとらえられるのではないか。

飯島委員) 同じ品物でも、百貨店の外商を通せば、かなり安くなるものもある。

竹内会長) 特定の顧客に限定販売を行う等の特殊なケースをとらえる必要はないが、標準的なものに限定すると、標準的なもの自体が少ない場合もある。例えば、航空運賃の場合、エコノミークラスを正規運賃で乗る者はあまりいない。正規運賃のみを正常な価格として価格指数を取ると、実態とかい離しないか。

美添部会長) 部会において、可能な範囲で議論したい。

(3) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の山本統計審査官から、平成14年1月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「国民生活基礎調査」の統計法第7条第2項による承認について、資料3により報告が行われた。